

事務連絡
令和4年1月17日

各(介護予防)福祉用具貸与事業所 御中
(指定都市及び中核市に所在する事業所を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

福祉用具の保管及び消毒の方法の変更時の届出について

このことについて、「指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱」の改正に伴い、福祉用具の保管及び消毒の方法（委託による場合を含む）を変更した場合には、県への届出が必要となりましたので、変更があった場合には10日以内に届けるようお願いします。

なお、「指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱」の施行日（令和3年12月1日）より前に変更した場合には届出は不要です。

【変更届等掲載場所】

<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=231&topid=3>

介護情報サービスかながわ

>書式ライブラリー

>2. 変更・廃止・休止・再開届

>12. 福祉用具貸与 【在宅サービスグループ】

問合せ先
在宅サービスグループ 笠松
電話 045-210-4824 (直通)